

令和6年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年12月23日（月）

午前9時00分から午前10時30分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	欠	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
欠	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
欠	木場 夏芳	出	有馬 研一	欠	新地 誠		
出	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課	農業振興係	主 査	末次 孝
	担い手育成係	主任主事	桃木 洋佑
農地整備課	地籍調査推進室	主幹兼室長	藺牟田 博文
		主査兼次長	餅原 和郎

5 事務局職員

局 長	宮地 智治
次長兼農地係長	松元 敏幸
主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
主 幹	前迫 篤弘
主 査	池畑 信幸
主任主事	角野 勝行
主 幹	久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）
主 査	延時 立子（串良総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第五条の規定による計画決定について
 - ・農用地利用集積等促進計画（案）について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・非農地証明について
 - ・令和5年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
- [報告]
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 本田 淳子 委員 ・ 四元 等 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和6年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年12月23日(月) 開会 午前9時00分 閉会 午前10時30分

鹿屋市役所7階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和6年度第9回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の、欠席は、徳田委員、寺下委員の2名です。出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、木場委員、新地委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号13番の本田委員と、14番の四元委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

それでは、1頁、議案第67号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第67号につきましては、1頁から79頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年12月24日です。合計面積は、44万926.32㎡、うち更新分33万3千47.32㎡、内訳として、田が7万9千375㎡、畑が36万1千551.32㎡です。利用権を設定する者が137人、設定を受ける者が58人です。始期は、いずれも令和7年1月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、7年、10年、15年です。次の3頁から70頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から5頁の5番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で再設定。次の6番から6頁の8番までは、設定期間が2年です。6番は、使用貸借権で再設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で再設定。

次に、7頁、次の9番から9頁の13番までは設定期間が3年です。9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番は、賃借権で再設定。次の14番から24頁の43番までは、設定期間

が5年です。14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番は、賃借権で新規設定。20番は、使用貸借権で新規設定。

次に、13頁、21番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

22番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、25番、26番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、27番、28番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、29番は、使用貸借権で新規設定。30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番は、賃借権で新規設定。32番は、使用貸借権で新規設定。

次に、19頁、33番、34番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、35番は、使用貸借権で新規設定。36番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、37番、38番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、39番、40番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、41番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、42番、43番は、賃借権で再設定。

次に、25頁、次の44番から27頁の48番までは、設定期間が6年です。44番は、賃借権で新規設定。45番は、賃借権で再設定。

次に、26頁、46番は、賃借権で再設定。次の47番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、27頁、次の48番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。次の49番から28頁の50番は、設定期間が7年です。49番は、使用貸借権で再設定。

次に、28頁、50番は、賃借権で再設定。次の51番から70頁の129番までは、設定期間が10年です。51番は、使用貸借権で新規設定。

次に、29頁、52番、53番は、賃借権で新規設定。

次に、30頁、54番、55番は、賃借権で新規設定。

次に、31頁、56番は、使用貸借権で新規設定。57番は、賃借権で新規設定。

次に、32頁、58番、59番は、賃借権で新規設定。

次に、33頁、60番、61番は、賃借権で再設定。

次に、34頁、62番、63番は、賃借権で再設定。

次に、35頁、64番、65番、賃借権で再設定。

次に、36頁、66番、67番は、賃借権で再設定。

次に、37 頁、68 番、69 番は、使用貸借権で再設定。

次に、38 頁、70 番、71 番は、賃借権で再設定。

次に、39 頁、72 番は、賃借権で再設定。

次に、40 頁、73 番、74 番は、賃借権で再設定。

次に、41 頁、75 番は、賃借権で再設定。76 番は、使用貸借権で再設定。

次に、42 頁、77 番、78 番は、賃借権で再設定。

次に、43 頁、79 番は、賃借権で再設定。

次に、44 頁、80 番、81 番は、賃借権で再設定。

次に、45 頁、82 番、83 番は、賃借権で再設定。

次に、46 頁、84 番、85 番は、賃借権で再設定。

次に、47 頁、86 番、87 番は、賃借権で再設定。

次に、48 頁、88 番、89 番は、賃借権で再設定。

次に、49 頁、90 番、91 番は、賃借権で再設定。

次に、50 頁、92 番、93 番は、賃借権で再設定。

次に、51 頁、94 番は、賃借権で再設定。

次に、52 頁、95 番、96 番は、賃借権で再設定。

次に、53 頁、97 番、98 番は、賃借権で再設定。

次に、54 頁、99 番は、賃借権で再設定。

次に、55 頁、100 番、101 番は、賃借権で再設定。

次に、56 頁、102 番は、賃借権で再設定。

次に、57 頁、103 番、104 番は、賃借権で再設定。

次に、58 頁、105 番、106 番は、賃借権で再設定。

次に、59 頁、107 番、108 番は、賃借権で再設定。

次に、60 頁、109 番、110 番は、賃借権で再設定。

次に、61 頁、111 番、112 番は、賃借権で再設定。

次に、62 頁、113 番、114 番は、賃借権で再設定。

次に、63 頁、115 番、116 番は、賃借権で再設定。

次に、64 頁、117 番、118 番は、賃借権で再設定。

次に、65 頁、119 番、120 番は、賃借権で再設定。

次に、66 頁、121 番、122 番は、賃借権で再設定。

次に、67 頁、123 番、124 番は、賃借権で再設定。

次に、68 頁、125 番、126 番は、賃借権で再設定。

次に、69 頁、次の 127 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。次の

128 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、70 頁、次の 129 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。次の 130 番は、設定期間が 15 年です。130 番は、使用貸借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 70 頁までの 130 件の利用権設定ですが、13 頁の 5 年もの 21 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので門倉委員に退席をいただき審議します。

（門倉委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 13 頁の 21 番は、借人の門倉委員が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 門倉委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（門倉委員：着席）

門倉委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、26 頁の 6 年もの 47 番、27 頁の 48 番、70 頁の 10 年もの 129 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

（福元会長：退席）

上 野 それでは、事務局の説明をお願いします。

上之脇 26 頁の 47 番、27 頁の 48 番、70 頁の 129 番は、借人の福元会長の関連する法人が賃借権の新規設定及び再設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る 6 年もの 2 件、10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（福元会長：入室）

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで、会長と交代いたします。

（福元会長：着席）

（上野副会長：自席へ移動）

議 長 次に、69 頁の 10 年もの 127 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、本田委員に退席をいただき審議します。

(本田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 69 頁の 127 番は、借人の本田委員の御子息が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本田委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本田委員：着席)

本田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、同じく 69 頁の 10 年もの 128 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、田村委員に退席をいただき審議します。

(田村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 69 頁の 128 番は、貸人の田村委員が賃借権の再設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 田村委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(田村委員：着席)

田村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 124 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、71 頁、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、71 頁から 79 頁です。まず、71 頁で説明します。公告年月日は令和 6 年 12 月 24 日、合計面積は、5 万 9 千 775 m²です。内訳としまして、田が 4 千 135 m²、畑が 5 万 5 千 640 m²です。所有権を移転する者が 15 人、所有権の移転を受ける者が 13 人です。

次に 72 頁、次の 1 番から 79 頁の 15 番までは全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの 15 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、80 頁、議案第 68 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 68 号につきましては、80 頁から 84 頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和 7 年 2 月 28 日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、畑が 2 万 1 千 113 m²で、計 2 万 1 千 113 m²となっています。

農地の貸出し者は 8 人、農地の耕作者となる配分予定者は 3 人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借り手となる法人も農用地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。

詳細につきましては 81 頁からご覧ください。

まず 81 頁、1 番から 84 頁の 8 番までは、設定期間が 10 年です。1 番、2 番は、賃借権で再設定。

次に 82 頁、3 番、4 番は、賃借権で新規設定。

次に 83 頁、5 番、6 番は、賃借権で新規設定。

次に 84 頁、7 番、8 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま説明がありました 8 件について、何かご意見はございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、ここでお諮りします。

これら 8 件については記載のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。議案第 68 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については、提案のとおり決定しました。

次に、85 頁、議案第 69 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 69 号につきましては、85 頁から 88 頁です。今回は、所有権移転が 17 件です。

初めに、85 頁です。1 番は、田が 1 筆で 104 m²の贈与です。2 番は、畑が 1 筆で 2 千 256 m²の売買です。3 番は、畑が 2 筆で 4 千 58 m²の売買です。4 番は、田が 2 筆で 1 千 615 m²の売買です。5 番は、畑が 1 筆で 2 千 727 m²の売買です。

次に、86 頁です。6 番は、田が 1 筆、畑が 1 筆で 1 千 923 m²の贈与です。7 番は、田が 1 筆で 903 m²の贈与です。8 番は、畑が 4 筆で 5 千 726 m²の売買です。9 番は、畑が 1 筆で 639 m²の売買です。10 番は、畑が 2 筆で 5 千 332 m²の売買です。

次に、87 頁です。11 番は、畑が 4 筆で 5 千 603 m²の売買です。次の 12 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。次の 13 番から 88 頁の 17 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、85 頁から 88 頁までの 17 件の許可申請ですが、87 頁の 12 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、大園委員に退席をいただき審議します。

（大園委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　87 頁の 12 番は、受人、大園委員が所有権移転の贈与を受けるもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　大園委員に係る所有権移転 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（大園委員：着席）

大園委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、87 頁の 13 番から 88 頁の 17 番までは調査がなされていますので、87 頁の 13 番から 88 頁の 15 番までを新原委員に、16 番と 17 番を入佐委員に報告をお願いします。

新 原 　　議席番号 1 番の新原です。

去る 12 月 13 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

87 頁の 13 番です。申請者は市内の方で、田 1 筆、畑 3 筆を弟から贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、水稻及び季節野菜を作付けするとのことでした。

次に 14 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、果樹を植栽するとのことでした。

次に、88 頁の 15 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては 3 条の許可要件を

満たしていると判断いたしました。以上です。

入 佐 推進委員の入佐です。

去る12月13日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

引き続き、88頁の16番です。申請者は市内で養豚業を営む農地所有適格法人で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、飼料を作付けすることでした。

次に17番です。申請者は市外の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については今後、購入することを確認できました。取得する農地では、露地野菜を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました17件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、89頁、議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第70号につきましては、89頁から92頁です。

89頁をご覧ください。1番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。2番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。3番は、宅地分譲するもので、農地区分は3の5です。4番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

次に、90頁、5番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。6番は、資材倉庫、駐車場を整備するもので、農地区分は1の5です。なお、令和6年度第3回総会で審議済みです。7番は、管理舎、農業用倉庫、冷凍庫、ロール置場及び駐車場を整備するもので、農地区分は農の2です。なお、令和6年度第4回総会で審議済みです。8番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和6年度第5回総会で審議済みです。

次に、91頁、9番は、特定建築条件付土地を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和6年度第5回総会で審議済みです。10番は、豚舎を整備するもので、農地区分は農の2です。なお、令和6年度第5回総会で審議済みです。11番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和6年度第5回総会で審議済みです。次の12番から92頁の15番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 では、調査がなされていますので、91 頁の 12 番を田村委員に、92 頁の 13 番から 15 番を西ノ原委員に、報告をお願いします。

田 村 議席番号 17 番の田村です。

 去る 12 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

 まず、91 頁の 12 番ですが、申請地は萩塚簡易郵便局の南西に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

 以上、12 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

西ノ原 議席番号 19 番の西ノ原です。

 去る 12 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

 まず、92 頁の 13 番ですが、申請地は鹿屋農業高校の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に特定建築条件付土地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

 次に 14 番ですが、申請地は鹿屋農業高校の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、都市計画区域の 500m 以内農地であることから第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は住宅の用に供する施設や公共施設の連たんしている区域に近接する区域内にある農地であることから第 2 種農地の許可基準である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

 次に、15 番ですが、申請地のうち 5569 番 1 及び 5570 番 3 は養豚ふん尿処理施設を整備するとのことで、令和 6 年度第 3 回総会で審議済みとなっています。残りの 5568 番 1 は祓川ふれあいセンターの東に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内で養豚業を営む法人で、申請地に出荷作業所、豚死体埋設予定地を整備する計画です。申請地に農業用施設を整備することから、第 1 種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。

 以上、13 番から 15 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れ

がないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 15 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、93 頁、議案第 71 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 71 号につきましては、93 頁から 95 頁です。

93 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 2 件です。対象面積は、畑が 2 千 471 m²、合計 2 千 471 m²です。

次の 94 頁から 95 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、93 頁の 1 番と 2 番を、大園委員に、報告をお願いします。

大 園 議席番号 18 番の大園です。去る 12 月 12 日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

93 頁をご覧ください。まず、1 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 94 頁です。申請人は市内の法人で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を整備する計画です。

申請地は「鹿屋東中学校」の西に位置し、街区の面積に占める割合が 40%を超えている「街区内 4 割超住宅化農地」と判断され、第 3 種農地の転用は原則許可であることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 95 頁です。申請人は市内の法人で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を整備する計画です。申請地は「鹿屋市農業研修センター」の北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

いずれも、排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

ただいま、報告がありました 2 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、96 頁、議案第 72 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 72 号につきましては、96 頁です。今回は 1 件です。次の 1 番については、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、96 頁の 1 番を矢野委員に、報告をお願いします。

矢 野 推進委員の矢野です。

去る 12 月 12 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。96 頁です。今回は 1 件です。申請地は、「霧島ヶ丘公園」の南東に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、97 頁、議案第 73 号「令和五年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 73 号につきましては、97 頁から 100 頁です。

鹿屋市より令和 5 年度の地籍調査事業において、調査地区内における地目の変更についての照会があったものです。理由としましては、地籍調査結果の閲覧期間中に登記名義人より地目について、畑でなく山林として訂正申出書が提出されたためです。調査にあたっては、第 1 回総会において、大始良町の一部は藏ヶ崎委員を任命し、調査地区において、農地から農地以外へ地目変更するものについて、現地にて確認を行っております。地目変更内訳及び事業実施区域図については、次の 98 頁から 100 頁に記載してあるとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、藏ヶ崎委員から調査結果の報告をお願いします。

藏ヶ崎 議席番号 8 番の藏ヶ崎です。

資料は 96 頁です。去る 12 月 12 日、私と事務局で令和 5 年度に実施された大始良町の一部の地籍調査に伴う地目変更について報告します。今回は、農地から農地以外の地目に変更するもの 1 件、2,197 ㎡について調査を行いました。現地調査の結果、申し出のとおり、畑から山林に変更することとして、なんら問題ありませんでした。以上です。

議 長 ただいま、調査報告がありましたが、97 頁、大始良町の一部で、農地から農地以外の地目へ変更するもの 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、その旨を市長部局へ報告します。

次に、101 頁、議案第 74 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 74 号につきましては、101 頁から 102 頁です。今回新たに、譲渡希望が 101 頁の 1 番から 6 番までの 6 件ですのでお目通し願います。なお、2 番、3 番、5 番、6 番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 102 頁の 1 番から 7 番までの 7 件ですのでお目通し願います。なお、7 番は、無償でも可としております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。

これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

101 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番の笠之原町を四元委員と細川委員に、川東町を田原委員と門倉委員に、2 番を私、福元と入佐委員に、3 番と 4 番を森園委員と新地委員に、5 番を田中委員と下久保委員に、6 番を田村委員と松元委員にお願いします。

次に、102 頁、賃貸借希望の 1 番と 2 番を堀之内委員と矢野委員に、3 番から 5 番を本田委員と福元里美委員に、6 番と 7 番をわたくし福元と入佐委員にお願いします。

次に、103 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 103 頁をご覧ください。合意解約につきましては、103 頁から 161 頁です。今回は 112 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、103 頁から、161 頁まで 112 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 9 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、なければ、ここで有村委員から事例発表がございます。有村委員よろしく願います。

有 村 議席番号 10 番の有村です。

私から、「あっせん農地に対する看板設置について」報告します。

これは、農地の所有者からあっせん申出、賃貸・売買希望のあった農地に、自ら「賃貸借希望農地」と、「譲渡希望農地」といった看板を製作して設置したものです。

看板の設置箇所は、輝北町諏訪原地区の農地で、賃貸借希望が 4 箇所、譲渡希望が 1 箇所です。あと、道案内用看板も 10 箇所設置しました。

製作費用は、資材代等が、板 10 枚と杭 10 本で約 4,000 円掛かりました。

設置による効果は、一目で所有者の意向がわかり、借りたい、買いたい人からの反響があること。借りたい人、買いたい人の意志確認が現場でわかり、マッチングが容易となることで、看板設置した 5 箇所のうち 2 箇所は既に解消できました。

看板設置に対する課題等については、該当農地までの道案内用の看板を含め、かなりの量の看板が必要であること。地権者からの了承が必要であること。現在、看板に記載する問合せ先を委員個人としているが、「農業委員会」の表記がほしいということです。以上、報告します。

議 長 有村委員ありがとうございました。ただいまの事例について皆様から何かご意見等はないませんか。

(なし)

事務局から何かありませんか。

局 長 有村委員ありがとうございました。報告にもありましたように色々な課題も出てきましたので、要領等にまとめてお知らせしたいと思います。

それでは、1月の調査委員を申し上げます。

1月14日、火曜日、4条・5条の調査が、田原委員、谷口委員でございます。

1月14日、火曜日、農振調査が、大重委員、岩下委員でございます。

1月15日、水曜日、4条・5条の調査が、川崎委員、入佐委員でございます。

1月15日、水曜日、3条調査が、田中委員、鶴田委員でございます。

1月の総会は、1月23日、木曜日の午後3時30分から市役所7階大会議室となります。

以上です。

田 原 荒廃農地の田70a程度が川東地区で解消に至りそうですので報告します。

議 長 事務局どうですか。

局 長 大変ありがたい話です。後ほど詳しく教えて頂きたいと思います。

議 長 他にありませんか。

藏ヶ崎 「畑に竹が走ってきて困っている。」という苦情を聞き、土地の所有者に口頭で注意するも改善してくれない案件があるがどう対応したら良いですか。

局 長 例えば、スクールゾーンに畑の竹がはみ出している場合など、事務局に場所を教えて頂ければ、関係課に繋ぐこととなりますが、今回の件もそうですが農地法の範囲内で言えるのは適正な管理の指導のみです。それ以上になると、民民での解決法しかないのもどかしいとは思いますがご理解いただければと思います。

議 長 藏ヶ崎委員よろしいですか。

藏ヶ崎 はい。

議 長 他にありませんか。

西ノ原 1つ目ですが、合併前の話になりますが、建設業者が農地に砂を入れる際の一時転用については許可書を立てていたと思いますが最近はどうなっていますか。

2つ目ですが、道路と畑の境界について、土手の上が所有者、下が道路との境界になる

と認識していますが、散歩をするために道路を利用する人から、「除草をしろ」と言われることがあると聞きますが、除草をしたあとの草の片づけは誰がすべきですか。

局 長 1つ目についてお答えしますが、建設業者が公共工事のために農地を借用する場合は、届出だけを必要としていますので看板は渡していません。公共工事以外の転用については、個別に対応しています。

2つ目についてですが、例えば町内会で奉仕作業をした場合の草の片付けは、市の道路作業員が行うと認識していますが、それ以外の件については個別に相談していただきたいと思います。

議 長 西ノ原委員よろしいですか。

西ノ原 はい。

議 長 他にありませんか。なければ、事務局からお願いします。

松 元 前回の総会で説明しました、鹿屋市農業委員会の新年会についてですが、1月23日木曜日の総会の日の午後6時から、かのやグランドホテルで行います。出欠の確認は年が明けてから行います。

次に、お知らせです。県主催の「大隅地区農業委員等研修会」が2月7日金曜日、午後2時から午後4時に開催されることになりました。会場については、現在調整中とのことですので、決まり次第、皆さまにはライン等でお知らせいたします。この研修会は農業委員・推進委員のみなさんが対象ですので、参加のほどよろしくお願いします。

次に、吾平町の黒羽子観光農園についてですが、お手元に一枚紙がございますのでこちらをご覧ください。以上です。

議 長 他にありませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

(なし)

なければ、これをもちまして令和6年度第9回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)